

2012年11月1日

長崎シビックホール・2階フリースペース利用規定

長崎の次世代を担う子供たちの健全な成長、および、親と子の絆を深めることをサポートするため、長崎におけるメットライフアリコ生命保険株式会社は、メットライフアリコ長崎ビルディング内にシビックホールを設けることとし、シビックホール2階部分（以下「フリースペース」または「本スペース」といいます。）について、上記目的を実現するためのイベントスペースとして活用することとしています。

本スペースは、シビックホールの設置目的に合致する利用であること、および、本規定に基づき利用申請されシビックホール運営事務局により承認されることを条件として、一般の方も利用することができます。当該利用について必要な事項を以下のとおり定めますので、シビックホール利用規定とともに遵守してください。

（利用者および利用目的）

第1条 本スペースは、長崎県次世代育成支援の理念を理解され、かつ、コミュニケーションワン株式会社ないしシビックホール運営事務局の定める利用規則を遵守される方が利用できるものとし、上記理念および頭書に掲げるフリースペース開放の目的と合致する催事等のために利用するものとします。

（フリースペース利用の許可）

第2条 フリースペースを利用希望される方は、シビックホール運営事務局の定める書式による利用申請書を、利用日の1週間前までにシビックホール運営事務局に届け出てその承認を受けるものとします。なお、シビックホール運営事務局の企画による催事の予定または施設メンテナンスなどのため、一般貸出の対象とならない日時もあります。

（承認の基準および利用承認の取り消し）

第3条 前条の承認にあたっては、本スペースおよびシビックホール全体の趣旨および運営にてらし、承認の可否等をシビックホール運営事務局により審議し、その結果を、申請書記載の連絡先宛ご連絡します。承認相当の申し込みが同日同時間帯（準備・後片付けに必要な時間帯を含む。）の利用申請に重複していた場合には、シビックホール運営企画上の優先度に加え申し込みの先着順を考慮します。

2. 次の各号に該当する場合には、利用申し込みの承認を行わず、また、利用の承認後においても、その利用許可を取り消す（利用の停止を含む。）ことができるものとします。

（1）葬儀、営利的活動（主観的目的の如何を問わず、物品・サービス等の販売行為またはこれらに関する広告宣伝・勧誘行為を含むものをいう）、政治的集会、宗教的（またはこれに類似する思想的）集会、特定の団体等への勧誘、その他、本スペースおよびシビックホール全体の趣旨および運営に合致しない内容の利用、受け入れ態勢に合理的な困難のある内容の利用。

（2）許可を受けた目的を逸脱する利用。

（3）名義を偽る申し込み、名義の貸し借りによる申し込み、その他申請書に虚偽または虚偽と見られる記載があるとき。

（4）利用の権利の譲渡もしくは転貸を行いまは行おうとしたことが判明したとき。

（5）シビックホール1階を利用する妊婦・乳幼児を含めた他の利用者等に危害または迷惑をおよぼすおそれのある利用。

- (6) 公衆の衛生を害し、または風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (7) 利用許可条件またはシビックホール運営事務局の運営上の指示に違反したとき。
- (8) 受忍限度を超える騒音、悪臭を発生させまたは発生させるおそれのある利用。
- (9) 暴力団またはこれに類する者の利用。
- (10) 過去の利用において、シビックホール利用規定または本規定の違反または事故等があった者による申し込みであり、かつ、申し込み時点において同様の違反または事故を生じないことの合理的な確証が得られない旨、運営事務局により判断したとき。
- (11) その他、シビックホールの管理上特に支障があると判断される時。

(設備等の利用について)

第4条 フリースペースの利用に伴い、イベント来訪者用の椅子その他備品を借り出す場合は、その個数および利用方法を事前にシビックホール運営事務局に届け出てその承諾を得るものとします。用途・備品の有無等によりお応えできない場合もあります。

2. 前項の備品その他シビックホール設備全般は、破損・汚損のないよう大切にお取り扱いください。

3. 備品その他シビックホール設備全般に関し、破損・汚損等を生じまたは発見された場合は、ただちに運営事務局にお知らせください。危険箇所・施設管理上の要改善箇所等についても同様とします。

4. 利用申込にかかる団体または個人はその責任において後片付けまで行うものとし、持込または利用により発生したごみ・廃品等は清掃・お持ち帰りいただきます。事業系ごみの処分等が必要な場合は、事前に運営事務局にご相談ください(ただし、これにかかる費用等は原則として利用申込にかかる団体または個人の負担となります)。

(来訪者)

第5条 利用者は、自己の催事によりフリースペースに来集する者に、シビックホール利用規定および本規定上の利用者注意事項を遵守させるものとします。

(利用時間)

第6条 本スペースの利用可能時間は、シビックホール全体の開館時間と同じです。原則として、イベント設営準備または後片付けの時間もシビックホール開館時間内とします。ただし、特に必要のある場合に事前にシビックホール運営事務局の許可を得た場合は、この限りではありません。

2. 同一団体(構成員の重複等にてらして同一と見られる場合も含まれます。)の利用は1日あたり3時間までとします。ただし、シビックホール運営事務局管理者との協議により同事務局が書面をもって事前に承認した場合は、この限りではありません。

(利用料金等)

第7条 本スペースの利用につき、施設利用料は無料とし、通常の使用に伴う水道光熱費も同様とします。

2. 本スペースの利用に伴い、別途の施設備品・機器等の貸し出しを受ける場合、シビックホール運営事務局の通常の人員で対応できない特別な利用方法を行う場合等に、当該使用にかかる実費分の負担を申し受けることがあります。

3. シビックホールないし同利用者の安全確保ないしこれらに発生することのある損害の填補のため、本スペースの利用に関し、持込み資材等の性質・量および搬入態様、利用の態様、イベントに使用する物品の性状、実施時の社会的状況その他の事情にかんがみて、シビックホール運営事務局側において必要と判断する内容の保険の付保等を利用承認の条件とすることがあります。その場合、保険証券の写しその他必要な書類の提出、保険料等

を申込者側に負担いただきます。

4. 故意または必要な注意をしなかったこと等により施設・備品等を損傷させる等の損害を発生させた場合は、本条1ないし3に定める施設利用料等とは別に、損害賠償請求の対象となることがあります。

(利用上の注意等)

第8条 フリースペースにおいても、シビックホール利用規定と同様、飲酒、喫煙等は禁止となります。シビックホール利用者全体が気持ちよく利用できるよう、ご協力ください。

2. 利用において持ち込まれる物の内容、重量等は事前に運営事務局に連絡し、問題のないことを確認ください。薬品、火気、爆発の可能性のあるもの等の使用・持ち込みは原則として禁止ですが、工作教室等をやむをえず使用・持込される場合は、その内容、目的、注意事項等を申し込みの際に運営事務局宛提出のうえ、主催者側で責任を持って管理してください。

3. 利用において持ち込まれる物品・携行品等の盗難・紛失・毀損等に関しては、シビックホール運営事務局その他シビックホール関係者において責任を負うものではありません。

(キャンセル)

第9条 申し込みにかかる利用を取りやめられる場合は、利用申請書の承認の有無に係らず、ただちにシビックホール運営事務局宛ご連絡ください。ただし、利用申請が承認されない旨シビックホール事務局から利用希望者に通知していた場合は、この限りではありません。

(改廃)

第10条 この規定は、コミュニケーションワン株式会社において適宜改廃されることがあり、改廃のあったときは、ホームページ上その他において掲示されます。

以上